

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ 交通事故などで保険診療を受けた場合は届け出が必要です

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けただけなどの治療費は、加害者が負担することが原則ですが、届け出により保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度で一時的に治療費を立て替え、後日加害者に請求するため、警察だけでなく、市民保険課にも速やかに届け出をしてください。



第三者行為となる例

- ・交通事故(単独事故の場合も届け出が必要)
- ・暴力行為によるけが
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・他人から提供された食事で食中毒にあった など

※以下の場合は保険診療による治療は受けられません。

- ・勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象)
- ・不法行為(飲酒運転など)による事故

届け出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届 事故発生状況報告書
- 被保険者証 念書
- 事故証明書*(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合のみ、写しでも可能です。

医療機関を受診する際は、必ず第三者行為によるものであることを伝えてください。

示談は慎重に行いましょう

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合がありますので、示談をする前に早めに、市民保険課へご相談ください。

今年度76歳と81歳になる皆さんへ 歯科健康診査を受診しましょう(無料)

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎077-522-3013 FAX 077-522-3023

健診では、歯と歯茎の状態に加え、噛む力、飲み込みの検査など口腔機能全般をチェックします。

対象

- ・昭和21年4月1日～昭和22年3月31日に生まれた人
- ・昭和16年4月1日～昭和17年3月31日に生まれた人
- ※対象者には9月上旬に案内文を送付します。

歯科医療機関

滋賀県歯科医師会会員の歯科医療機関
※右記QRコードから確認できます。



本人通知制度への事前登録をお願いします

問 市 市民保険課 ☎53-5113 FAX 53-5118

本人通知制度とは

住民票の写しや、戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止に役立ちます。

登録できる人

市に住居登録している人、本籍がある人
(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状等も必要です。

受付場所

市民保険課、山東支所、
各市民自治センター、
各行政サービスセンター



市政言



関西初! 米原駅と市役所を結ぶ「連絡通路」が開通しました!

去る8月5日に米原駅と市役所本庁舎を結ぶ連絡通路が開通しました。

これにより、関西初となる新幹線駅直結の市役所の誕生です。連絡通路は、市役所3階の市民交流エリアに接続しており、米原駅から庁舎を訪れる人たちの利便性がさらに高まりました。

3階フロアには、米原駅観光案内所をはじめ、Wi-Fiを完備したコワーキングスペース、コミュニケーションブースなどがあり、新たに人と人がつながる米原駅直結のオープンスペース「TETTE MAIBARA」として本格オープンしました。また、今後は、カフェスペースにおいておいしい米原水を自由に持ち帰ることができる給水スポットを設置予定です。

待ち合わせをはじめ、人との交流や団らん、お仕事、自分の時間など、この新しい駅ヨコの交流スポットを自由にご活用いただき、この場所から様々な広がりを見せることを期待しています。市役所にお越しの際は、ぜひお気軽にお立ち寄りいただき、その利便性を体感してみてください。



米原市長 平尾 道雄

10月1日から 米原駅を起点とした路線バスを再編します

問 市 自治環境課 ☎ 53-5111 FAX 53-5138
湖国バス長浜営業所 ☎ 0749-62-3201

路線バスの利用実態を踏まえ、米原近江地域の路線バスを再編します。新たに米原多和田線を新設し、米原駅を起点とする各拠点へのアクセス・利便性の向上を図ります。

新設

米原多和田線の新設(米原駅東口からローザンベリー多和田間の新設)

▼米原多和田線の停留所 ※米原高校口、さくらが丘、岩脇は登下校時間のみ運行します。

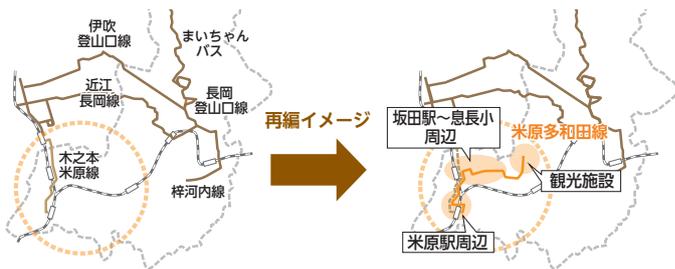


米原多和田線の運賃

乗車区間に応じた運賃を算出する対キロ運賃制で、乗車距離に応じて階段状に運賃が増加していきます。

米原駅東口から主な目的地までの運賃

ローザンベリー多和田	500円
ふくしあ	400円
坂田駅	360円



平日：10往復/日 (7時台～19時台)
土日祝：9往復/日 (9時台～19時台)

廃止

米原駅から田村駅間の廃止(木之本米原線を木之本田村線に短縮)

新設

田村駅に乗合タクシーまいちゃん号の停留所を新設

米原駅から田村駅間の廃止に伴い、田村駅に乗合タクシーまいちゃん号の共通停留所を新設します。これにより、10月1日から米原駅から田村駅間はまいちゃん号が運行します。

令和5年度に実施する地域創造支援事業を募集します

地域創造支援事業補助金を活用して、まちづくりに取り組みませんか。「自分のまちを良くしたい」という熱い思いを応援します。



補助対象事業

区分	事業内容	補助限度額	補助率	補助期間
まちづくり発展型	自立に向けて魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業	各年度 50万円以内	各年度 2/3以内	3年
新規団体設立型	新たに団体を設立し、自立を目指して継続的なまちづくり活動を始める事業	初年度 30万円以内 2年度以降 50万円以内	初年度 4/5以内 2年度以降 2/3以内	4年

対象費用

事業実施に必要な講師等への謝礼、チラシなどの印刷費、会場使用料、イベントの保険料、郵送料金など

応募資格

- ①市内に在住、在勤または在学する5人以上の者で構成されていること。
- ②活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われること。
- ③公序良俗に反する活動をしていないこと。

応募方法

10月11日(火)までに応募書類を持参または郵送で自治環境課へ。応募書類は自治環境課窓口で配布のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

採択決定

- ・12月上旬(土日)を予定
プレゼンテーション審査会
- ・令和5年3月 事業採択結果の通知

お問い合わせ・応募先

〒521-8501 米原1016 市 自治環境課
☎53-5111 FAX 53-5138

健康推進アプリ「^{ビワ}^{テク}BIWA-TEKU」でためたポイントで 豪華賞品に応募しよう

☎ 市 市民保険課 ☎ 53-5114 FAX 53-5118

「BIWA-TEKU」では、健診受診やウォーキングなどに応じてポイントがたまり、ためたポイントで豪華賞品の抽選に応募することができます。この機会にBIWA-TEKUに登録してみませんか。

応募期間 令和5年1月1日から1月末日まで

抽選・当選通知 令和5年2月中(予定)

応募方法・条件

「BIWA-TEKU」内で応募可能です(詳しくはアプリ内または公式ウェブサイトでご確認ください)。

条件 : 19歳以上であること

※40歳以上74歳までの人は、12月までに特定健診を受診していること(受診日をアプリに登録)。

ダウンロードは
こちら!

応募ポイントに関して

■1000ポイントにつき応募1口です。

■毎年1月1日から12月31日までにためたポイントで翌年の1月に応募できます。

(例: 令和4年1月1日から12月31日までにためたポイントは令和5年1月に応募可能)



企業・事業者の皆さんへ

賞品をご提供いただくと、「BIWA-TEKU」公式ウェブサイトやアプリで賞品や施設をPRします。
地域の皆さんの健康推進のためにご協賛をお願いします。

ご協賛いただける場合は、市民保険課(☎ 53-5114)までご連絡ください。

昨年ご協賛いただいた市内の企業・事業者の皆さん(五十音順・敬称略)

アイリスオーヤマ(株)、泡子堂、伊吹薬草の里文化センター、近江母の郷文化センター、奥伊吹観光(株)、(株)常喜家、(株)ミルクファーム伊吹、ヤマキ(有)醤油屋喜代治商店、(有)伊吹・旬彩、(有)伊吹ハム

「関西停電情報アプリ」で市内の停電情報を確認できます

☎ 市 防災危機管理課 ☎ 53-5161 FAX 53-5149

関西電力送配電(株)から、停電した地域や復旧状況が確認できる「関西停電情報アプリ」が提供されていますので、停電情報の確認にご活用ください。

アプリの特徴

ダウンロードはこちら▶



●停電情報をプッシュ通知でお知らせ!

●関西エリア全域の停電情報が確認可能!

●復旧作業の進捗状況や復旧見込み時間もわかる!

県内初 関西電力送配電(株)と大規模災害時における連携協定を締結

7月26日、市は関西電力送配電(株)と「大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定」を締結しました。市内で災害が発生した場合、市民生活の早期安定を図るため、緊急車両等の救援ルートの確保や、電気設備等復旧のための障害物除去が行われます。



「平和の礎」刻銘希望者を募集します

市では、非核・平和を祈念するモニュメントとして「平和の礎」を建立し、刻銘板を設置するにあたり、住所や国籍を問わず、戦争による犠牲者の刻銘希望者を募集します。

募集期限 12月28日(水)

対象 日清戦争(1894年7月)以後の戦争による犠牲者の人

刻銘料 申込者が市内に住民登録がある場合 5,000円
※市内に住民登録がない場合は 6,000円

申込方法 申込書を本庁舎、山東支所等の窓口へ持参または郵送等で下記へ提出してください。

〒521-8501 米原1016
市 社会福祉課 「平和の礎」刻銘申し込み係
☎ 53-5123 FAX 53-5119
✉ syakaifukushi@city.maibara.lg.jp

米原市国土利用計画(案) 市民意見(パブリックコメント)募集

土地の有効な利用や適切な管理を実現するために、農地や森林、宅地などの土地利用方針などを定める「米原市国土利用計画」について、皆さんの意見を募集します。

募集期限 9月20日(火)

閲覧場所 本庁舎、山東支所、各市民自治センター、市立図書館の市政情報プラザ、各行政サービスセンター、市公式ウェブサイト

提出方法 閲覧場所に直接提出または郵送、ファクス、メールで下記へ提出してください。

〒521-8501 米原1016
市 都市計画課 ☎ 53-5144 FAX 53-5138
✉ toshi@city.maibara.lg.jp

令和5年度 保育所・認定こども園等および放課後児童クラブの入所(園)・入会申込について

案内・しおり等の配布開始 10月3日(月)

保育幼稚園課、子育て支援課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、市内各園・各児童クラブで配布

受付期間 10月17日(月)～31日(月)

市内保育所等の申込期間です。
市外保育所等は事前にご確認ください。

※申込方法等は、広報まいばら10月号、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

※年度途中から入所(園)・入会希望の場合もこの期間にお申し込みください。

※申し込みには就労証明書等、事前に準備が必要な書類もあります。関係書類はお早めにご準備ください。

保育所・認定こども園等の入園手続き

問 市 保育幼稚園課 ☎ 53-5133 FAX 53-5128

- ・今年度からマイナポータルでの電子申請で受付を行います。
- ・令和5年度中に育児休業からの復帰を考えている人もしくは令和6年4月職場復帰で前月の3月にならし保育を希望する人もこの期間内にお申し込みください。
- ・受付期間終了後の申込者の決定は、期間内申込者の利用調整後です。

放課後児童クラブの入会手続き

問 市 子育て支援課 ☎ 53-5131 FAX 53-5128

- ・今年度からマイナポータルでの電子申請で受付を行います。
- ・詳細については調整中です。



高齢者・障がい者虐待を防ごう

問 市 福祉政策課 ☎ 53-5121 FAX 53-5128
市 社会福祉課 ☎ 53-5123 FAX 53-5119

虐待はあってはならないことです。家庭や施設などで以下のような虐待やその疑いが少しでもあれば市の相談窓口にご連絡ください。皆さんからの連絡・相談が虐待を受けている高齢者や障がい者と虐待をしてしまう人の救済につながります。

- **身体的虐待**：殴る蹴るなどの暴力行為
- **経済的虐待**：生活に必要なお金を取り上げる
- **心理的虐待**：悪口を言う、怒鳴る、無視する
- **性的虐待**：わいせつな行為をする
- **放棄・放任**：食事を食べさせない、生活上の世話をしない

高齢者虐待の相談窓口

- 米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)
☎ 51-9014 FAX 51-9028
- 山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)
☎ 55-8100 FAX 55-8130
- 市 基幹包括支援センター(福祉政策課内)
☎ 53-5121 FAX 53-5128

障がい者虐待の相談窓口

- 市 障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)
☎ 53-5123 FAX 53-5119

通報者・相談者の情報は守られます

ひきこもり脱出に向けて 若者自立ルーム「あおぞら」にご相談ください

問 市 子育て支援課 ☎ 53-5130 FAX 53-5128

「あおぞら」ではひきこもり等の状態にある若者や家族からの相談を受け、生活の自立や自分に合った仕事を見つけるお手伝いをします。

- 相談日時** 毎週月～金曜日 10時～12時/13時～16時
※火曜日は臨床心理士相談日、他は一般相談日
- 場所** 米原市人権総合センターS・Cプラザ あおぞら相談室
- 面談** 1人約50分 要予約(☎・FAX:54-5000)
- 対象** 市内在住の15歳～39歳の人とその保護者

相談は**無料**です。秘密は厳守します。
働く自信が持てない、子どもの就職のことで誰かに相談したいなど、まずはご相談ください。

ふれあいのまち 差別のないまち 9月は同和問題啓発強調月間です

問 市 人権政策課 ☎ 53-5167 FAX 53-5148

県および市では、同和問題の正しい理解と認識を深め、一人一人が部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、主体的に行動できるよう、啓発に取り組んでいます。

啓発行事のお知らせ

啓発物品がなくなり次第終了

●街頭啓発

- 日時**：9月1日(木) 17時30分～18時30分
- 場所**：市内店舗
- 内容**：人権擁護推進員と市職員が同和問題解決に向け、呼びかけと、啓発物品を配布します。

■人権擁護推進員って？

各市町が設置している人権擁護委員の活動に協力する人。市では民生委員・児童委員から30人を委嘱し、地域に根ざした人権擁護活動を推進しています。

野外焼却(野焼き)は禁止です

問市 自治環境課 ☎53-5112 FAX 53-5138

家庭または事業活動により出たごみなどの廃棄物は、一部例外を除き、野外での焼却は法律によって禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も野外焼却になり違法です。



下記の場合は例外です

- ①国等が施設管理のために必要な廃棄物の焼却(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※タイヤ、廃ビニール、プラスチック類は、黒煙や悪臭が激しく発生するため、例外の場合でも焼却できません。
※例外の野外焼却であっても、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出動します。



周囲の生活環境に悪影響が出るような野外焼却(野焼き)はやめましょう

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がかからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為は、消防署に届け出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。

家庭から出るごみは、分別収集に従い、ごみ集積所に出してください

粗大ごみには排出者の名前を記入してください

問市 自治環境課 ☎53-5112 FAX 53-5138

粗大ごみを集積所に出す場合は、配布されているエフに必ず排出者の名前を記入して出してください。
※エフが付いていない粗大ごみは回収されません。

ご注意ください 粗大ごみや資源ごみの持ち去り行為が発生しています

持ち去り行為は深夜や早朝に起きていますので、ごみは、**原則として収集日の朝**に出してください。

持ち去り行為を発見したら…

日時、場所、車種、車体の色、ナンバー、持ち去り品目などを控え、**湖北広域行政事務センター(☎0749-62-7143)**へご連絡ください。
※危険ですので、持ち去り業者への注意や追跡はしないでください。



持ち去り行為は条例により禁止されています

早期の水洗化にご協力ください 9月10日は「下水道の日」

問市 上下水道課 ☎53-5174 FAX 53-5179

市では、衛生的で快適な生活環境づくりのため下水道を整備しています。下水道への接続は、水環境を守り、次の世代へ伝えていくことにもつながりますので、早期の水洗化にご協力ください。

水洗化工事は指定工事店へ

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や材質などに基準が定められているため、工事をする時は、必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する「**米原市下水道排水設備指定工事店**」に依頼してください。

下水道はルールを守って正しく使いましょう

大量の油や紙おむつなどを流すと、下水道管のつまりや、ポンプが故障する原因になります。

トイレでは

ティッシュペーパーは使用しない、紙おむつや生理用品などは流さない。

洗濯場やお風呂場では

排水口にたまる毛髪等は取り除く。

台所では

分離ます*に溜まった野菜くずや油を定期的に取り除く、油のついた鍋や皿などは、新聞で油を拭き取ってから洗う。

※各家庭の台所排水の下流にある直径 30 センチメートルほどのもの。

市の水洗化率

94.4%

(令和4年3月末現在)